

温養院
介護予防
短期入所生活介護
重要事項説明書

温養院介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

1.事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人 呉同済義会
事業所の所在地	呉市中央五丁目12番21号
法人種別	社会福祉法人
代表者の名称	会長 三宅 清嗣
電話番号	0823-21-5395

2.利用施設

施設の名称	温養院短期入所生活介護事業所
施設の所在地	呉市焼山中央六丁目6番13号
県知事指定番号	広島県指定 3470500434
施設長(管理者)氏名	江口 広美
電話番号	0823-34-0417
FAX番号	0823-33-3314

3.施設の目的と運営方針

施設の目的	介護保険法に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが、できるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営む為に必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
施設の運営方針	我々は、身体的精神的に安定して施設利用が利用者に対して行なえるように対応していきながら、家庭的雰囲気をもって生活していただけることを目標に利用者本位のサービス提供を目指します。

4.施設の概要

特別養護老人ホーム温養院と共用

建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造1部2階建て
建物の延床面積	3,824.24㎡
利用定員	18名

居室の種類	室数	
1人部屋	14室 (11.880m ²)	短期入所専用
2人部屋	2室 (27.183m ²)	短期入所専用

主な設備

本館

食堂	2室
機能訓練室	2室 食堂と併用
浴室	2室 1階 一般浴槽1台・リフト1台 2階 特殊浴槽1台、一般浴槽1台・リフト1台
医務室	1室
静養室	1室
便所	10室 1階 車椅子用トイレ3室、男トイレ1室、女トイレ1室、共用トイレ1室 2階 車椅子用トイレ3室、共用トイレ1室

西館

食堂	1室
機能訓練室	1室 食堂と併用
浴室	1室 特殊浴槽1台、一般浴槽2台・リフト1台
便所	5室 男トイレ2室、女トイレ2室、共用トイレ1室

東館

食堂	1室
機能訓練室	1室 食堂と併用
浴室	1室 特殊浴槽1台、一般浴槽2台・リフト1台
便所	5室 男トイレ2室、女トイレ2室、共用トイレ1室

5.職員配置状況(特別養護老人ホーム温養院と兼務)

職種	員数	常勤換算後	指定基準
施設長(管理者)	1	1	1(常勤)
医師	1	1	必要な数
生活相談員	3	2	入園者が100又は、その端数を増すごとに1以上
介護職員	45	42.2	介護職員と看護職員の総数は、常勤換算法で入園者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
看護職員	6	5.3	入所者100までは3以上
機能訓練指導員	3	1.1	
介護支援専門員	2	1	
管理栄養士	2	2	1以上

6.職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制
施設長(管理者)	8時30分～17時30分
医師	毎週月曜日
生活相談員	8時30分～17時30分
介護職員	標準的な時間帯における配置
看護職員	標準的な時間帯における配置
機能訓練指導員	毎週土曜日
介護支援専門員	8時30分～17時30分
管理栄養士	9時00分～16時00分

7.介護予防短期入所生活介護サービスの概要と利用料金

1.介護保険給付によるサービス

排泄	排泄の自立を促す為、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行ないます	介護保険給付
入浴	入浴または清拭を週2回以上行ないます 寝たきりの方も機械浴槽を使用して入浴することが出来ます	介護保険給付
離床	寝たきり防止の為離床を支援します	介護保険給付
着替え	毎朝夕の着替えを支援します	介護保険給付
整容	身の回りのお手伝いをします	介護保険給付
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行ないます	介護保険給付
機能訓練	機能訓練指導員により心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復または減退を防止する為の訓練を行ないます	介護保険給付
健康管理	看護師が、健康管理を行ないます	介護保険給付
娯楽等	クラブ活動・行事等	材料費は実費頂きます
介護相談	利用者とその家族からのご相談に応じます	

2.サービス利用料金 （従来型個室） 一日あたり

1.利用者の要介護度 と利用料金	要支援 1	要支援 2
	4,510円	5,610円
2.その他加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 220円	
	送迎加算（片道） 1840円	
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ（基本サービス×14%）	
3.うち、介護保険給付 される割合	基本9割	
	※一部8割・7割の方もございます	
4.利用に係る自己負 担額	基本1割	
	※一部2割・3割の方もございます	
5.滞在に係る自己負 担額	基準費用額	
	1231円	
6.食事に係る自己負 担額	基準費用額	
	1,445円	
7.自己負担額合計	4+5+6	

サービス利用料金 （多床室）

1.利用者の要介護度 と利用料金	要支援 1	要支援 2
	4,510円	5,610円
2.その他加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 220円	
	送迎加算（片道） 1840円	
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ（基本サービス×14%）	
3.うち、介護保険給付 される割合	基本9割	
	※一部8割・7割の方もございます	
4.利用に係る自己負 担額	基本1割	
	※一部2割・3割の方もございます	
5.滞在に係る自己負 担額	基準費用額	
	915円	
6.食事に係る自己負 担額	基準費用額	
	1,445円	
7.自己負担額合計	4+5+6	

※サービス提供体制加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して介護短期入所生活介護を行った場合に算定します。

※送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。

※看護体制加算は、看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※福祉施設令和3年9月30日までの上乗せ分の加算は新型コロナウイルス対策を評価した加算で基本サービス報酬に0.1%を乗じた額(四捨五入。但し、1単位未満となる場合は切り上げ。)が「令和3年4月1日～令和3年9月30日までの上乗せ分」の額として加算されます。

※夜勤職員配置加算は、夜間帯の職員数を人員基準より多く配置し、より安心した生活が行える環境を確保できる場合に算定します。

※「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、少子高齢化、物価高騰、介護サービス・人材確保等の課題を踏まえた令和6年度介護報酬改定により「介護職員等処遇改善加算」へと統合されました。

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

* 尚、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とします。

3.介護保険給付外によるサービス（1日あたり）

滞在費	基準費用額(従来型個室)	基準費用額(多床室)
	1,231円	915円
食事 (食事時間)	基準費用額 1,445円	
朝食7時30分～	朝食 395円	
昼食12時～	昼食 550円	
夕食18時～	夕食 500円	

4.利用料金お支払方法

- ①.窓口でのお支払い
- ②振り込みでのお支払い(手数料は利用者様負担)

呉信用金庫 焼山支店 普通預金 0480391

温養院短期入所生活介護事業所

※振込手数料は利用者のご負担となります

- 1.利用者の容体等が急変し医療行為が必要になった時
- 2.他の利用者とのトラブルで明らかに過失が認められる時
- 3.介護保険の給付外となった場合

8.施設を、退園していただく場合

入所者に対するサービスの提供中、事業者の責任に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償保険の範囲において、損害賠償を速やかに行う。

9. 事故発生時の対応について

1.当施設利用中、体調の変化や事故により緊急の対応が必要な場合（夜間を除く）、急変及び事故に遭遇した利用者への対応を行うに際して介護職員、看護職員にて判断が難しい場合、協力医療機関あるいは、かかりつけの医師の指示を仰ぎ、対応を行ないます。その結果、温養院の医療設備等で対

10. 緊急時の対応について

応が不可能な場合は、温養院送迎車か救急車にて協力医療機関あるいは、かかりつけ医療機関へ搬送します。その際、家族の緊急連絡先に連絡を行います。

2.夜間、体調の急変や事故により緊急の対応が必要な場合、急変及び事故に遭遇した利用者への対応を行うに際して、介護職員にて対応が困難な場合あるいは医療行為が必要な場合は、看護職員に連絡して指示を仰ぎ必要に応じて看護職員にて対応を行います。その際、温養院の医療設備等で対応が不可能な場合は、温養院送迎車か救急車にて協力医療機関あるいはかかりつけ医療機関へ搬送します。その際、容態が重篤な場合は、即座に家族の緊急連絡先に連絡を行います。容態が重篤でないと判断した場合は、翌朝以降に連絡を行います。

（1）施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービス提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

11. 業務継続計画の策定等について

（2）施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

（3）施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

施設は、利用者に対して身体拘束等の行動の制限をおこないません。但し、利用者または他の利用者の生命、身体をまもるための緊急やむを得ない場合を除きます。

12. 身体拘束について

当施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

13. 虐待防止について

（2）虐待の防止のための指針を整備。

（3）虐待の防止のための研修を定期的実施（年2回以上）。

（4）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

温養院短期入所生活介護事業所の介護支援専門員が、介護保険法命の趣旨に従い利用者の短期入所生活介護サービス計画（ケアプラン）の作成、評価等を行う際、サービス担当者会議やサービス担当者への照会及び調整等を行う為、介護支援専門員が必要と判断した情報資料をサービス担当者、関係機関に提供、収集することに同意します。

14.情報提供の同意について

当施設では、利用者の状態が以下の3条件をみたしていることを、医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを利用者又は家族に伝えている場合に、事前の利用者又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ

15. 介護職員による服薬等に関する説明及び同意について

薬袋等により利用者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助します。

(1)利用者が入所して治療する必要がなく容態が安定していること

(2)副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと

(3)内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用そのものについて専門的な配慮が必要な場合でないこと

具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く)。

皮膚への湿布の貼付点眼薬の点眼。

一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む)。

肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。

当施設の利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

16. ハラスメントの防止対策

また、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

当施設における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

また、苦情受付ボックスを温養院事務所窓口に設置しています。

17.苦情処理の受付について苦情受付窓口(担当者)

主任介護員 出雲 竜太

受付時間 毎週月曜日～土曜日

8時30分～17時10分

Tel 0823-34-0417

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

申請するサービス種類	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
措 置 の 概 要	
1.利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置 ・担当者 主任介護員 出雲 竜太 ・連絡先 呉市焼山中央六丁目6番13号 電話(0823)34-0417 FAX(0823)33-3412 ・受付時間 月曜日～土曜日 8時30分～17時10分 ※ 受付時間外も24時間常時連絡が可能です。 ※ 担当者不在の場合は他の職員が対応することとし、苦情等の内容については速やかに担当者に伝えます。 2.円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順	
苦情相談窓口 <事業所の主任及び提供の担当者> 利用者への回答(結果伝達と理解確認) 事業所の提供の管理者 <事業所において解決できるもの> 苦情処理委員会 <事業所において解決できない苦情> 広島県福祉サービス運営適正委員会等 <苦情処理委員会において解決できない苦情> 苦情解決の責任者 総 括 常務執行役 工田 隆 事業所責任者 施設長 江口 広 苦情処理委員会のメンバー (第三者委員) 呉市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長 河野 隆司 電話 0823-25-7006	
【関係行政機関の窓口】苦情があった事業所に対する対応方針等処理概要に記入 ・呉市介護保険課 0823-25-2626 ・広島県国民健康保険団体連合会 082-554-0783 ・広島県福祉サービス運営適正委員会 082-254-3419 3.その他参考事項 ※苦情又は重要事項は、台帳に記録の上保存し、再発防止に役立てる。 ※サービス提供に係る利用者の苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては必要な改善を行う。	

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。
なお 温養院介護短期入所生活介護事業所
容等に変更があった場合に説明いたします。

管理者名 施設長 江口 広美 ⑩

説明者職名 介護員 ⑩

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

(利用者)

住 所

利用者氏名 ⑩

(署名代行者)

私は、利用者の意思を確認した上、上記署名代行しました。

住 所

氏 名 ⑩

続 柄 利用者の()